

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令の概要

I 改正対象

以下の命令の一部を改正する。

- ① 中小企業等協同組合法施行規則（平成 20 年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）

II 中小企業等協同組合法施行規則の一部改正

1. 共済事業の利用者等の利益の保護のための体制整備

- (1) 共済事業の利用者等の利益の保護のための体制整備に係る事業又は業務の範囲
共済事業の利用者等の利益の保護のための体制整備に係る事業又は業務の範囲として、共済事業を行う組合が行うことができる事業又は業務を規定する（第 158 条の 2）。
- (2) 共済事業の利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置
共済事業の利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置として、利用者等の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切な方法により特定するための体制の整備、利用者等の保護を適正に確保するための体制の整備並びに、これらの措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表を定め、併せて、これらの体制の下で実施した取引の特定・利用者等の保護を適正に確保するための措置に係る記録を保存しなければならないこととする（第 158 条の 3）。

2. その他

その他所要の規定の整備を行う。